

各 位

会 社 名 三光ソフランホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 高 橋 誠 一 (コード番号 1729 大阪証券取引所 (ヘラクレス市場))

問合せ先 執行役員経営企画室長 有保 誠 TEL:048-669-1300

当社の非公開化等のための定款の一部変更及び

全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 27 日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付株式の全部の取得について、平成 21 年 4 月 28 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本定款一部変更等の結果、当社株式は、株式会社大阪証券取引所へラクレス市場(以下「大証へラクレス市場」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成 21 年4月29日から平成21年5月27日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年5月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を大証へラクレス市場において取引することはできません。

記

- I. 当社定款の一部変更(定款一部変更その1・同その2)
 - 1. 定款一部変更その1
 - (1) 変更の理由

本日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で公表のとおり、パイン株式会社(以下「パイン」といいます。)は、平成21年1月15日から平成21年2月26日までの期間、当社株券等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施し、その結果、当社の普通株式25,089,902株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といいます。: 40.5%)を保有し、当社の創業者でありかつ代表取締役社長である高橋誠一氏(所有株式数17,864,000株、所有割合:28.8%)、当社の第二位(同順位2名)株主である高橋幸一郎氏(所有株式数5,280,000株、所有割合:8.5%)、当社の第二位(同順位2名)株主であり公開買付者の取締役である高橋大輔氏(所有株式数5,280,000株、所有割合:1.3%)、当社の第八位株主であり公開買付者の取締役である高橋幸校氏(所有株式数850,000株、所有割合:1.3%)、当社の第八位株主であり公開買付者の取締役である高橋幸校氏(所有株式数640,000株、所有割合:1.0%)、高橋昌子氏が代表取締役社長を努める当社の第四位株主の株式会社シャイン・コーポレーション(所有株式数1,440,000株、所有割合:2.3%)(以下高橋誠一氏、高橋幸一郎氏、高橋大輔氏、高橋昌子氏、高橋幸校氏、株式会社シャイン・コーポレーションを総称して「創業家一族」といいま

す。創業家一族の所有株式数は合計 31,354,000 株、所有割合は合計:50.6%となります。)と併せて 91.1%を保有するに至っております。

当社事業においては、平成 21 年 1 月 14 日付当社プレスリリース「パイン株式会社による当社 株券等に対する公開買付けに関する意見表明について」にてご報告申しあげておりますとおり、当社グループを取り巻く経営環境は、平成 20 年 10 月以降も急激に悪化し、当社の子会社である 三光ソフラン株式会社(主要事業:建設、不動産)においても第 1 四半期の業績に急ブレーキがかかり、設立後 33 年を経過して初めての赤字経営を余儀なくされ、当社としてはこれまでに経験したことのない不動産不況であり、またこの厳しい経営環境は今後も暫く継続するものであると認識するに至りました。

本中期経営計画を策定した時点では、これほどの経営環境悪化を想定しておりませんでしたが、このような状況が継続いたしますと、これまで比較的堅調でありました賃貸管理事業及び介護事業についても大きな影響を及ぼしかねないと懸念されます。

当社経営陣は、このままの状態を放置し続ければ、いずれ当社株主並びに取引先等のステークホルダーの皆様に多大な影響を与えかねず、相当思い切った改革(当社事業会社におけるリストラや出向・転籍などの人員配置の見直しや大幅な組織変更、当社子会社の統合・再編など)と抜本的な経営の見直しを行うべきであるとの結論に至りました。

さらに、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴い、株式の上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等)が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが見込まれることから、これらが当社の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。

かかる状況下において、急激に変化する経営環境に対応し、短期的な業績の変動に捉われずに 中長期的な視野で経営できる堅固な会社とするために、当社の採りうる様々な経営の選択肢を検 討した結果、当社は非公開化によって当社経営陣による迅速な意思決定と一貫性のある経営方針 の実践が重要と判断し、本公開買付けに賛同し、その結果、上記のとおり、パイン及び創業家一 族(以下「公開買付者等」といいます。)を合わせ 91.1%を占める事となりました。

当社は、本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者と協議の上、公開買付者等が当社の発行済株式の全て(自己株式を除きます。)を所有する手続を実施し当社を非公開化することを決定いたしました。

具体的には、当社は、平成 21 年 3 月 19 日を基準日として次の①乃至③の事項を付議議案に含む臨時株主総会及び②を付議議案に含む当社普通株主による種類株主総会を招集することを決議いたしました。

(以下、①から③までを「本定款一部変更等」と総称します。)

- ①当社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、 株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定め(以下「全部取得条項」といいます。) を付すこと
- ③当社の当該株式全て(自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の当社株式を交付すること

会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の株主(但し、当社を除く。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各全部取得条項付普通株主の皆様に対して、当該取得の対価として他の種類の当社株式を交付いたします。こ

の際、公開買付者等以外の株主の皆様に対して交付される他の種類の当社株式の数は、1 株未 満の端数となる予定です。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記II にてご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社A種種類株式としております。

会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(すなわち、本定款一部変更等を実施した場合)、上記のとおり、公開買付者等を除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式は、会社法第234条第1項の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をパインに対して売却すること、または会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に62円(パインが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、 実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。なお、定款一部変更その2に係る定款変更の効力発生日は、平成21年6月3日といたします。

また、株券電子化に伴う定款一部変更後の定款第7条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同第7条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため(定款一部変更その1で設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。)、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、当社は、本日付の当社プレスリリース「株券電子化に伴う定款一部変更のお知らせ」 で公表いたしましたとおり、平成21年4月28日開催予定の臨時株主総会において、定款一部 変更その1に先立って、株券電子化に伴う定款一部変更の件を付議することを予定しておりま す。下記の変更の内容は、この株券電子化に伴う定款一部変更決議がなされることを前提にし た変更案となります。

株券電子化に伴う定款一部変更後の定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、24,000 万株 とする。	第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、24,000 万株と し、このうち普通株式の発行可能種類株式総数 は 239,999,900 株、A種種類株式の発行可能種 類株式総数は 100 株とする。
(新設)	第6条の2 (A種種類株式) 当会社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式 1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、残余する財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種株主または普通登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。
第7条(単元株式数) 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第 <u>7</u> 条(単元株式数) 当会社の <u>普通株式の</u> 単元株式数は、1,000 株 <u>とし、A種種類株式の単元株式数は、1株</u> とす る。
(新設)	第 16 条の 2 (種類株主総会) 第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類 株主総会についてこれを準用する。 2. 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを 準用する。 3. 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを 準用する。

2. 定款一部変更その2

(1) 変更の理由

定款一部変更その2は、定款一部変更その1「(1)変更の理由」においてご説明申し上げました

とおり、非公開化を行うために、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更その1による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。定款一部変更その2が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の③)、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、定款一部変更その1における定款変更案により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主に交付する当社A種種類株式の数は、公開買付者等を除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.0000015625 株としております。

なお、定款一部変更その2に係る定款変更の効力発生日は、平成21年6月3日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりでありますが、定款一部変更その1の変更案による変更後の定款の 規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更その2による定款変更は、定款一部変更その1のご承認が得られること及び普通株主による種類株主総会において定款一部変更その2の追加変更案と同内容の議案が原案 どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

	() 1000 200 200 200 200 200 200 200 200 20
定款一部変更その1による変更後の定款	変更案
(新設)	第6条の3 (全部取得条項)
	当会社が発行する普通株式は、当会社が株主総
	<u>会の決議によってその全部を取得できることを</u>
	その内容とする。当会社が普通株式の全部を取
	得する場合には、普通株式の取得と引換えに、
	新たに発行するA種種類株式を普通株式1株に
	<u>つき 0.0000015625 株の割合をもって交付する。</u>

Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その1「(1)変更の理由」においてご説明申しあげましたとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条第1項ならびに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、定款一部変更その1における変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、公開買付者等を除く全部取得条項付普通株主に対して交付する取得対価としての当社A種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.0000015625株の割合をもって交付する予定です。このように割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることになります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に交

付することとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、パインに対して売却すること、または会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に62円(パインが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項 会社法第 171 条第 1 項ならびに定款一部変更その 1 及び定款一部変更その 2 による変更後の 定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式 を 0.0000015625 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年6月3日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その2に定める定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社株式は、大証ヘラクレス市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成21年4月29日から平成21年5月27日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年5月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を大証ヘラクレス市場において取引することはできません。

Ⅲ. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略 (予定)

本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)は以下のとおりです。

① 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の招集に関す 平成21年2月27日(金) る取締役会

② 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会平成21年4月28日(火)

③ 整理銘柄への指定 平成21年4月29日(水)

④ 当社普通株式の売買最終日 平成21年5月27日(水)

⑤ 当社普通株式の上場廃止日 平成21年5月28日(木)

⑥ 全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日 平成21年6月2日(火)

① 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式 平成21年6月3日(水) 交付の効力発生日

以 上